

議第51号

草津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

草津市福祉事務所設置条例（昭和29年草津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。